

奈良市債権管理条例の一部改正について

奈良市債権管理条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市債権管理条例の一部を改正する条例

奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附則第11項中附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年

に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附則第13項中附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附則第15項中附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において

同じ。) が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14. 5 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 25 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 14. 5 パーセントの割合を超える場合には、年 14. 5 パーセントの割合）とし、年 7. 25 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 25 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 25 パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方税法の改正に伴う市税の延滞金の率の引下げに準じ、公債権の延滞金の割合の特例に係る規定を改正しようとするものである。

(参考)

奈良市債権管理条例（抄）

附 則

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

11 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の市長が指定する期日後に占用料を納付する場合においては、当該納付金額に、その指定する期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該指定する期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

第6条第2項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 13 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(延滞金)

第10条 受益者は、納付期日後に負担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切

り捨てる。) とする。

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 15 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(延滞金)

第12条 受益者は、納付期日後に分担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第44条の5第1項中「当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第28条の2第1項」の次に「、附則第28条の2の2第1項」を加える。

附則第23条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第19条第1項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、

「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第28条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納稅義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第28条の2の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第28条の2の2 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納稅義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第28条の2第1項」とあるのは「附則第28条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第28条の2の3から第28条の3までを削る。

附則第28条の3の2第2項中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3第1項」に改め、同条を附則第28条の3とする。

附則第28条の3の3を削る。

附則第28条の3の4第2項中「附則第28条の3の4第1項」を「附則第28条の3の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に、「附則第28条の3の4第4項」を「附則第28条の3の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、同条を附則第28条の3の2とする。

附則第28条の4を次のように改める。

第28条の4 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条の2第1項及び第44条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定
平成28年10月1日

(2) 附則第7条の4、第23条の2及び第28条の2から第28条の4までの改正規定
並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第44条の2及び第44条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第7条の4、第23条の2及び第28条の2から第28条の3の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し等所要の改正を行おうとするものである。

(参考)

奈良市税条例（抄）

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項又は附則第28条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第23条の2 当分の間、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2

第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第28条の2の2 市民税の所得割の納稅義務者について、その有する租稅特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失したことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

第28条の2の3 削除

(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)

第28条の2の4 市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租稅特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規

定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第28条の2の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第19条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第28条の2の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第19条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得につい

ての記載を行うものとする。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第28条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。
- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の計算上控除する。
- 5 前項の規定の適用がある場合における附則第23条の2第1項及び第2項並びに附則第28条の2第1項の規定の適用については、附則第23条の2第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第28条の2第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第28条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。
- 6 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第28条の2の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第

1項の申告書」とあるのは「、同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第1項の申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定のある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第28条の2の6第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第28条の2の6第6項において準用する前条第4項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第28条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第28条の2の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年以前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定す

る特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（第5項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における附則第28条の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）とあるのは、「計算した金額（附則第28条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。
- 5 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第28条の3第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「、同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第1項の申告書」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第28条の3第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第28条の3第5項において準用する前条第4項」とする。

第28条の3の2（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第28条の3の3 所得割の納稅義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（第3項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計

算上控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。
- 3 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第28条の3の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「、同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第1項の申告書」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第28条の3の3第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第28条の3の3第3項において準用する前条第4項」とする。

第28条の3の4（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
 - (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第28条の3の4第4項」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは

「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第28条の4 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第28条第3項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、第28条第3項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

12 当分の間、第19条に規定する延滞金の年10.95パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.95パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第2条 奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第12項中「の年10.95パーセント」を「の年14.6パーセント」に、「おいては、年10.95パーセント」を「おいては、年14.6パーセント」に改め、「（当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市国民健康保険条例附則第12項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の奈良市国民健康保険条例附則第12項の規定は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴う市税の延滞金の率の引下げに準じ、国民健康保険料の延滞金の割合の特例に係る規定を改正しようとするものである。

(参考)

奈良市国民健康保険条例（抄）

附 則

（延滞金の割合の特例）

- 12 当分の間、第19条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年10.95パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.95パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第2条 奈良市介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の年10.95パーセント」を「の年14.6パーセント」に、「おいては、年10.95パーセント」を「おいては、年14.6パーセント」に改め、「（当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の奈良市介護保険条例附則第6条の規定は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴う市税の延滞金の率の引下げに準じ、介護保険料の延滞金の割合の特例に係る規定を改正しようとするものである。

(参考)

奈良市介護保険条例（抄）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年10.95パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.95パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第2条 奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3条中「の年10.95パーセント」を「の年14.6パーセント」に、「おいては、年10.95パーセント」を「おいては、年14.6パーセント」に改め、「（当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の奈良市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴う市税の延滞金の率の引下げに準じ、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合の特例に係る規定を改正しようとするものである。

(参考)

奈良市後期高齢者医療に関する条例（抄）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の制定について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を次のように制定しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支出の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名 称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブ	奈良市富雄北一丁目12番4号	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人この指とまれ21	奈良市西笹鉾町16番地の10	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会	奈良市二条町二丁目5番3号	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで

特定非営利活動法人奈良国際 協力サポーター	奈良市右京四丁目9番 地の13	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人 奈良国際 協力サポーター	奈良市北永井町12番 地の1	平成25年1月1日から 平成30年9月30日まで

(提案理由)

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定めようとするものである。

奈良市入江泰吉旧居条例の制定について

奈良市入江泰吉旧居条例を次のように制定しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市入江泰吉旧居条例

(目的及び設置)

第1条 奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居（以下「旧居」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧居の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
入江泰吉旧居	奈良市水門町49番地の2

(事業)

第3条 旧居においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 旧居を一般の観覧に供すること。
- (2) 入江泰吉及び写真に関する各種講座等を開催すること。
- (3) その他旧居の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる旧居の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 旧居の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、旧居を管理しなければならない。

(開館時間)

第5条 旧居の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以後の入館は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 旧居の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12月27日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(入館料)

第7条 旧居に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

2 次に掲げる者については、前項の入館料を免除する。

(1) 市内に居住する70歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

(3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者

3 前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、入館料を減免することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は還付しない。

(損害賠償)

第9条 旧居を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第10条 旧居においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで資料を持ち出し、又は撮影すること。
- (4) 敷地内で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(立入りの禁止等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、旧居への立入りを禁止し、若しくは退去を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		金額
入館料	個人	200円
(1人1回限り)	団体	100円
備考 「団体」とは、入館料を納付すべき者が20人以上のものをいう。		

(提案理由)

写真家の故入江泰吉氏の旧居を保存・活用することにより、その業績の顕彰を図り、奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居を設置しようとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立都跡幼稚園の項中「奈良市立都跡幼稚園」を「奈良市立認定こども園都跡幼稚園」に改め、同部奈良市立青和幼稚園の項中「奈良市立青和幼稚園」を「奈良市立認定こども園青和幼稚園」に改め、同部奈良市立佐紀幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

園児数が著しく少ない佐紀幼稚園を都跡幼稚園に統合するとともに、同園及び青和幼稚園に幼稚園型の認定こども園の制度を導入しようとするものである。

(参考)

奈良市立学校設置条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

種 別	名 称	位 置
幼 稚 園	奈良市立都跡幼稚園	奈良市四条大路五丁目 2 番 55 号
	奈良市立青和幼稚園	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号
	奈良市立佐紀幼稚園	奈良市佐紀町 2, 715 番地

奈良市立図書館設置条例の一部改正について

奈良市立図書館設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例

奈良市立図書館設置条例（昭和52年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立西部図書館の項中「奈良市鶴舞西町1番1号」を「奈良市鶴舞西町1番21号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

UR都市機構による鶴舞団地の建替えに伴い、西部図書館の住居番号が変更されたため、改正しようとするものである。

(参考)

奈良市立図書館設置条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市立西部図書館	奈良市鶴舞西町1番1号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月4日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第25号を第26号とし、第7号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の後に次の1号を加える。

(7) 心療内科

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(提案理由)

市立奈良病院の診療科目に心療内科を追加しようとするものである。